

議第37号

三島市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例案

三島市立幼稚園保育料等徴収条例（昭和40年三島市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表三島市公立学校管理規則（平成12年三島市教育委員会規則第3号。以下「管理規則」という。）第38条において準用する管理規則第3条第1項に規定する休業日以外の日の部中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月14日提出

三島市長 豊岡 武士